

兵庫県公報

令和7年8月1日 金曜日 第639号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（上下水道課）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2

告 示

兵庫県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和7年7月18日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和7年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 事業名
農村地域防災減災事業
- 地区名
龍野地区
- 縦覧の期間
令和7年8月1日から同月21日まで
- 縦覧の場所
 - たつの市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/tatsuno-shinki.html>

~~~~~

### 兵庫県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和7年7月18日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和7年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 事業名

## 農村地域防災減災事業

- 2 地区名  
木戸池地区
- 3 縦覧の期間  
令和7年8月1日から同月21日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 上郡町役場（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/kidoike-shinki.html>

兵庫県告示第718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年8月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業 小野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年8月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 山陽西二見ショッピングセンター  
 所在地 明石市二見町西二見駅前一丁目18番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号 伊 東 正 博
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (i) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号 上 門 一 裕

## (2) 変更後

名称

住所

代表者の氏名

山陽電気鉄道株式会社

神戸市長田区御屋敷通三丁目 1 番 1 号

伊 東 正 博

## 4 変更年月日

令和 7 年 6 月 18 日

## 5 届出年月日

令和 7 年 7 月 17 日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和 7 年 8 月 1 日から 4 月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和 7 年 12 月 1 日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号